

平成26年度決算に係る

定期監査調書

平成27年5月

中部県税事務所

目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1
3	組織及び業務調べ	1
4	職員の定員、現員調べ	1
5	役付職員の調べ	2
6	主な事業に関する調べ	2～3
7	収入証紙取扱額調べ	4
8	収入事務処理状況調べ	4～6
	(1) 分担金及び負担金	
	(2) 使用料	
	(3) 手数料	
	(4) 財産収入	
	(5) 諸収入	
	(6) 現金の取扱状況	
9	収入未済額調べ	7～9
	(1) 県税未収金	
	(2)-1税外収入未済額（県税関係）	
	(2)-2税外収入未済額（県税関係以外）	
10	未収金回収促進のための取り組み状況調べ	9～10
	(1) 県税関係	
	(2) 税外収入関係	
11	不納欠損額調べ	11
12	負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ	12～13
	(1) 負担金	
	(2) 補助金	
	(3) 交付金	
	(4) 委託料	
13	工事請負費調べ	13
14	財産に関する調べ	14
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の受払状況	
15	財産の貸付及び使用許可調べ	14
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
16	借受不動産明細調べ	14
17	職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ	15
	(1) 職員住宅	
	(2) 職員駐車場	
18	自動車（二輪を除く）の管理状況調べ	15
19	寄附物件の受納状況調べ	15
20	備品の処分状況調べ	15
21	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	15
	(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	
	(2) 物品の照合	
○	意見、要望	16

1. 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項  
該当なし

(2) 監査意見  
該当なし

2. 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況  
該当なし

3. 組織及び業務調べ

局（所）名	課名	係（班）名	課の主な所掌事務
中部県税事務所	収税課	管理担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県税の収納及び督促に関すること。</li> <li>・ 県税の還付又は充当に関すること。</li> <li>・ 県税の徴収及び滞納処分に関すること。</li> <li>・ 自動車税の賦課、課税免除及び減免に関すること。</li> </ul>
		徴収担当	
	課税課	事業税担当	
		不動産取得税担当	

4. 職員の定員、現員調べ

(平成27年4月1日現在)

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		計			備考
	当 年	該 26.4.1 年度 現在	当 年	該 26.4.1 年度 現在	当 年	該 26.4.1 年度 現在	当 年	該 26.4.1 年度 現在	該 26.4.1 年度 現在	
定員	18	18	0	0	0	0	18	18		
現員	(1) 19	19	0	0	0	0	(1) 19	19		育児休業1
過不足(△)	1	1	0	0	0	0	1	1		当該年度：育児休業1 H26.4.1：産後休暇1
臨時職員	0	0	0	0	0	0	0	0		
非常勤職員	4	4	0	0	0	0	4	4		一般事務4

5 役付職員の調べ

(平成27年5月1日現在)

職名	氏名	在職期間		備考
		年	月	
所長	手嶋 正生		1	
副所長 兼収税課長	谷口 勝也	1	1	出納員
収税課課長補佐	桑本 英樹	3	1	
収税課課長補佐	町 鉄男	1	1	4年1月
課税課長	村上 順一	3	1	
課税課課長補佐	(兼) 野坂 浩		1	東部県税事務所 西部県税事務所

6 主な事業に関する調べ

事業名	概要
県税収入の確保	<p><b>ア 目的及び事業の実施状況</b></p> <p>(ア)目的            厳しい財政状況が続く中、県税は貴重な自主財源であることから、適正かつ公平な税負担の実現及び納税者に対する説明責任を果たすことに努め、県民の信頼と協力のもと、県税収入を最大限確保すること。</p> <p>(イ)事業の実施状況</p> <p>① 早期に納税折衝等を開始することにより時機を失することなく滞納者の実態を把握し、適切な納税指導を行うとともに、善良な納税者の納税意欲を阻害することのないよう、納税資力があるにもかかわらず納税意思が希薄であると認められる滞納者については、地方税法等関係法令に基づき厳正な滞納処分を行い税収確保に努めた。            特に、複数年度にわたる滞納者に対しては、年度当初に徹底した財産調査を行った上で徴収方針を決定し、年度内完結を目指した。            一方で、生活困窮など真に納税が困難である者については、法に定める徴収緩和措置等を用いながら、滞納額の圧縮に努めた。            なお、預金の差押えにあたっては、滞納整理事務手続マニュアルの取扱いに基づき適正な執行に努めた。</p> <p>② 地方税滞納整理機構（県と市町村が相互に他団体の徴税吏員となり共同徴収を行う任意団体）等の活動を通じて、市町村と緊密な連携の下、滞納者の情報共有や個人住民税の特別徴収の推進を図った。</p> <p>③ 適正・公平な課税を確保するために、各種調査の充実を図った。特に不申告法人解消に向け、税務署等と連携を図りながら法人に対する実態調査や申告督励を重点的に行った。</p> <p><b>イ 平成26年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</b>            特になし</p> <p><b>ウ 成果</b></p> <p>① 早期の納税折衝、財産調査を行ったことにより、滞納処分の成果は以下のとおりとなった。            差押等処理件数（延滞金を含む）</p>

差押財産	H27.3末	H25年度 (H26.3末)	備考
不動産	31	6	参加差押を含む
債権	188	77	
合計	219	83	

② 平成26年度の給与所得者に係る個人住民税の特別徴収率は前年度に比べ1.3%増加し78.5%となった。

③ 不申告法人解消に向け、法人に対する実態調査や申告督促を重点的に行った結果、複数年不申告となっている事業者はほぼ解消した。

平成26年度調定額及び収入済額概要 (平成27年3月31日現在 単位：百万円、%)

税目	調定額	前年比	収入済額	徴収率	
				今年度	前年度
個人県民税	2,463	100.7	2,089	84.8	84.5
自動車税	1,200	98.8	1,192	99.3	99.0
法人二税	700	74.9	689	98.4	96.9
不動産取得税	128	104.3	124	97.1	94.0
その他	71	121.7	70	98.8	98.7
（個人事業税 産廃税 鉱区税					
合計	4,562	73.9	4,164	91.3	88.4

以下のとおり税目（事務）の集約を行い、職員定数を1名削減した。

- ・ 県民税利子割及び県内本店外形標準課税法人等の法人関係税の賦課徴収を東部県税事務所に集約。
- ・ ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課徴収を西部県税事務所に集約。
- ・ 鉱区税及び産業廃棄物処分場税の賦課徴収を中部県税事務所に集約。

#### エ 課題

- ・ 滞納整理機構事案や地方税法第48条による個人住民税の徴取引継事案を増やしていくため、さらなる市町への働きかけと鳥取中部ふるさと広域連合（中部の市町で構成する広域連合であり、市町税の滞納繰越分の徴収を行う組織。）との調整が必要。
- ・ 滞納整理機構の取り組みでは、検討部会での協議結果を市町に周知し、情報を共有することで共通認識と理解を深める必要がある。

#### 外国人向け消費税免税店舗拡大推進

##### ア 目的及び事業の実施状況

###### (ア)目的

県内の特産品や地酒などを外国人観光客にPRし、お土産として多くの物品を購入していただくことにより、地域経済の活性化を図ること。

###### (イ)事業の実施状況

管内の事業者約140店舗を個別訪問して説明等を行った。

##### イ 平成26年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

新規事業のため改善等は特になし。

##### ウ 成果

7事業者10店舗が免税店開設に向けた許可を取得した。（平成27年3月末）  
（業種）土産品5店舗、旅館、酒類販売、医薬品販売、グッズ販売、靴販売各1店舗

7 収入証紙取扱額調べ

(平成26年12月31日現在)

収入科目		目	件数	単価	証紙はりつけ額	備考
目	節					
狩猟税	狩猟税	現年課税分	69	8,200	565,800	わな3号 第一種1号捕獲員 57件 12件
			29	5,500	159,500	わな4号 第二種5号 第一種2号捕獲員 14件 7件 8件
			55	16,500	907,500	第一種1号 55件
			12	11,000	132,000	第一種2号 12件
			8	4,100	32,800	わな3号捕獲員 8件
			7	2,700	18,900	わな4号捕獲員 7件
			180		1,816,500	
計(節)			180		1,816,500	
目計			653	400	261,200	
総務手数料	徴税手数料	納税証明書交付手数料	16	400	6,400	
		免税軽油使用者証 交付手数料	669		267,600	
計(節)			669		267,600	
目計			669		267,600	
合計			849		2,084,100	

8 収入事務処理状況調べ

(1) 分担当金及び負担金  
該当なし

(2) 使用料  
該当なし

## (3) 手数料

(平成26年12月31日現在)  
(単位:円)

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
	節	細節							
総務手数料	徴税手数料	納税証明書交付 手数料	3	1,200	1,200	0	0	県税条例第16条	
		計(節)	3	1,200	1,200	0	0		
	目計		3	1,200	1,200	0	0		
	合計		3	1,200	1,200	0	0		

(4) 財産収入  
該当なし

## (5) 諸収入

(平成26年12月31日現在)  
(単位:円)

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
	節	細節							
延滞金	延滞金		529	6,994,928	6,999,128	0	-4,200	地方税法第72条 の45 他	
		計(節)	529	6,994,928	6,999,128	0	-4,200		
	目計		529	6,994,928	6,999,128	0	-4,200		
加算金	加算金		33	1,006,446	129,483	0	876,963	地方税法第72条 の46 他	
		計(節)	33	1,006,446	129,483	0	876,963		
	目計			1,006,446	129,483	0	876,963		
地方法人特別税	地方法人特別税			143,447,864	140,355,592	0	3,092,272	地方法人特別税等に 関する暫定措置法	
		計(節)		143,447,864	140,355,592	0	3,092,272		
	目計			143,447,864	140,355,592	0	3,092,272		
雑入	雑入		10	200	200	0	0		コピー代
		計(節)	10	200	200	0	0		
	目計		10	200	200	0	0		
	合計		572	151,449,438	147,484,403	0	3,965,035		

(6) 現金の取扱状況  
ア 現金取扱状況

(平成26年12月31日現在)  
(単位：円)

収入科目(節)	収入済額	備考
県税	63,874,205	窓口等による県税収入
納税証明書交付 手数料	1,200	
雑入	200	コピー代
合計	63,875,605 (2,028件)	

イ つり銭の状況 (平成26年12月31日現在)

つり銭の有無	有	つり銭の額(円)
		40,000



県税事務所 個別様式

9 収入未済額調べ

(1) 県税未収金 (平成26年12月31日現在)

① 過年度分

年度区分	税目	前年度からの繰越		当該年度								差引		備考
		過年度未収額	件数	繰越後の減額	件数	減額後の調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	未収額	件数	
19以前	法人県民税	112,328	3			112,328	3					112,328	3	
	不動産取得税	(621,606)	(4)	(0)	(0)	(621,606)	(4)	(414,606)	(2)	(0)	(0)	(207,000)	(2)	※徴収猶予(生前贈与) 1,954,630円(75件)
		2,931,236	92	355,000	13	2,576,236	79	414,606	2			2,161,630	77	
	自動車税	240,035	10			240,035	10	48,835	2	65,300	3	125,900	5	
計	3,905,205	109	355,000	13	3,550,205	96	878,047	6	65,300	3	2,606,858	87		
20	法人県民税	39,766	2			39,766	2					39,766	2	
	個人事業税	67,947	2			67,947	2					67,947	2	
	自動車税	510,386	17			510,386	17	129,324	3	1,000	1	380,062	13	
	計	618,099	21	0	0	618,099	21	129,324	3	1,000	1	487,775	17	
21	法人県民税	54,600	2			54,600	2					54,600	2	
	法人事業税	5,355,181	1			5,355,181	1	5,355,181	1			0	0	
	自動車税	962,125	27	7,200	0	954,925	27	99,087	4	15,000	1	840,838	22	
	計	6,371,906	30	7,200	0	6,364,706	30	5,454,268	5	15,000	1	895,438	24	
22	法人県民税	52,500	1			52,500	1					52,500	1	
	不動産取得税	(272,400)	(1)			(272,400)	(1)					(272,400)	(1)	
		272,400	1			272,400	1					272,400	1	
	自動車税	943,651	30	4,200	0	939,451	30	93,951	4	39,500	1	806,000	25	
計	1,540,951	33	4,200	0	1,536,751	33	93,951	4	39,500	1	1,403,300	28		
23	法人県民税	164,500	5			164,500	5	20,000	1			144,500	4	
	不動産取得税	(233,500)	(3)			(233,500)	(3)					(233,500)	(3)	
		233,500	3			233,500	3					233,500	3	
	自動車税	1,437,603	46	75,400	1	1,362,203	45	312,000	9	78,300	2	971,903	34	
計	2,069,103	57	75,400	1	1,993,703	56	332,000	10	78,300	2	1,583,403	44		
24	法人県民税	110,100	4			110,100	4	52,342	2	5,258	1	52,500	1	
	不動産取得税	(92,100)	(2)			(92,100)	(2)					(92,100)	(2)	
		151,100	5			151,100	5					151,100	5	※徴収猶予(生前贈与) 59,000円(3件)
	自動車税	1,822,890	52	151,600	3	1,671,290	49	458,168	11	27,700	2	1,185,422	36	
計	2,176,190	63	151,600	3	2,024,590	60	510,510	13	32,958	3	1,481,122	44		
25	法人県民税	251,419	14			251,419	14	116,734	5	14,187	2	120,498	7	
	法人事業税	47,300	1			47,300	1					47,300	1	
	不動産取得税	(964,400)	(9)			(964,400)	(9)	(912,800)	(7)			(51,600)	(2)	
		964,400	9			964,400	9	912,800	7			51,600	2	
	自動車税	3,152,400	91	45,000		3,107,400	91	1,108,904	28			1,998,496	63	
計	5,379,919	124	45,000	0	5,334,919	124	3,051,238	47	14,187	2	2,269,494	75		
個人県民税	73,509,325		424,568		73,084,757		15,724,550				57,360,207			
合計	個人県民税	73,509,325		424,568		73,084,757		15,724,550		0		57,360,207		
	法人県民税	785,213	31	0	0	785,213	31	189,076	8	19,445	3	576,692	20	
	法人事業税	5,402,481	2	0	0	5,402,481	2	5,355,181	1	0	0	47,300	1	
	個人事業税	67,947	2	0	0	67,947	2	0	0	0	0	67,947	2	
	不動産取得税	(2,184,006)	(19)	(0)	(0)	(2,184,006)	(19)	(1,327,406)	(9)	(0)	(0)	(856,600)	(10)	※徴収猶予(生前贈与) 2,013,630円(78件)
		4,562,636	110	355,000	13	4,197,636	97	1,327,406	9	0	0	2,870,230	88	
	自動車税	9,069,090	273	283,400	4	8,785,690	269	2,250,269	61	226,800	10	6,308,621	198	
計	93,386,692	418	1,062,968	17	92,323,724	401	24,846,482	79	246,245	13	67,230,997	309		

注) 件数の合計は個人県民税分を除く。

②現年度分

(平成26年12月31日現在)

税目	調定額	件数	収入額	件数	不能欠損額	件数	差引未収金		備考
							未収額	件数	
個人県民税	2,383,947,168		1,524,199,749		0		859,747,419		
法人県民税	165,412,100	2,643	162,768,646	2,506	0	0	2,643,454	137	
法人事業税	436,305,400	893	432,534,798	853	0	0	3,770,602	40	
個人事業税	55,254,500	956	52,483,900	904	0	0	2,770,600	52	
不動産取得税	107,261,800	891	102,230,200	829	0	0	5,031,600	62	
自動車税	1,196,212,500	35,156	1,187,329,585	34,820	0	0	8,882,915	336	
鉱区税	724,400	6	724,400	6	0	0	0	0	
産業廃棄物処分場税	9,646,642	26	9,646,642	26	0	0	0	0	
合計	4,354,764,510	40,571	3,471,917,920	39,944	0	0	882,846,590	627	

(2) - 1 税外収入未済額（県税関係）（平成26年12月31日現在）

① 過年度分

区分 税目	年度	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税	18		円		円	1	712,446	1	712,446	
法人事業税	25			2	29,393			2	29,393	
合計		0	0	2	29,393	1	712,446	3	741,839	

② 現年度分

区分 税目	年度	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税			円	7	64,432	6	70,692	13	135,124	
合計		0	0	7	64,432	6	70,692	13	135,124	

(2) - 2 税外収入未済額（県税関係以外）（平成26年12月31日現在）

① 過年度分

該当なし

② 現年度分

該当なし

10 未収金回収促進のための取り組み状況

(1) 県税関係

取 り 組 み の 状 況	取 り 組 み 効 果
<p>1 総括</p> <p>① 納税意思と納税資力の早期把握と初期の納税交渉を効率的な方法で行うことによって、的確で迅速な事務の進捗を図り、大口・緊急等の徴収困難事案に対する滞納整理により多くの時間・人材を集中投入できるよう努めた。</p> <p>(自動車税における取り組み)</p> <p>ア 平成25年度から第一次催告状の発付を廃止し、差押予告状を1か月前倒しで発付した(7月18日発付)。</p> <p>イ 差押予告状発付対象者全員について市町での職業調査を早期に実施し、勤務先・年収等から納税資力・財産を把握した。</p> <p>ウ 滞納者の実情を把握するために、債権調査予告書、出頭通知書を送付する前に滞納者宅を臨戸するよう徹底した。</p> <p>② 県税徴収事務合理化要綱に規定している「滞納整理の8段階方式」以外に、債権調査、家宅搜索予告等の催告文書を送付することにより滞納者に自主納税を強く勧奨した。</p>	<p>1</p> <p>○個人県民税を除く徴収率は、98.3%であった。(前年度89.5%)</p> <p>○差押予告状の1か月前倒し発付による効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業調査等の早期着手</li> <li>・滞納件数 1,032件(H26.8月末)</li> <li>1,155件(H25.8月末)</li> </ul> <p>○納税資力の早期把握による効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納整理方針の早期決定</li> <li>・徴収困難事案の早期絞込み</li> </ul>

- ③ 大口滞納者等徴収困難事案については、個別の進捗状況を把握した上でヒアリングにより徴収方針を練り直す等、所内・課内協議を適宜行いながら的確な税収確保策を講じた。
- ④ 倒産等の緊急事案発生時には担当を超えた体制で機動的に対応し、迅速、的確な債権確保に努めた。
- ⑤ インターネット公売を活用し、滞納者の状況に応じて最も効果が高いと思われる方法を積極的に活用した滞納額の圧縮に努めた。

【月間目標設定による取り組み】

- ⑥ 自動車税納期内納税キャンペーン（5月）  
ポスター掲出や口座振替依頼書の備付・配付を関係機関へ依頼する等の広報活動を行い、納期内納税を勧奨した。
- ⑦ 自主納税促進強調期間（11月）  
納税交渉を行う際に口座振替利用を勧奨する等、自主納税の意識高揚を図った。
- ⑧ 滞納整理強調月間（12月・3月）  
徴収促進のため夜間一斉徴収等各種取組みを実施した。

2 個人住民税

- ① 鳥取県地方税滞納整理機構中部支部として、個人住民税をはじめ県税、市町税の収入確保及び徴収技術の共有による滞納整理事務能力の向上を図った。
- ② 市町の滞納整理の支援対策として市町の税務職員に実務手法等の指導を行うなど、市町税務職員の滞納整理事務能力の向上を図った。

(2) 税外収入関係

取り組み対象の未収金 〔科目(目・節)〕	債権管理事務 取扱要領の作成の有無	取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
延滞金・加算金	有 (H15.4.30付税務課長通知「税外未収金(加算金・延滞金)の確保対策について」)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 本税納付時に税外金を完納させることを強く指導。</li> <li>② 分割納付に応じる場合も、延滞金を含めた分納計画を立てさせ、納付誓約書にその旨を記載させた。特に高額滞納者の場合は、厳重にその履行を監視した。</li> <li>③ 延滞金確定と同時に納付書を送付するとともに、納付のない場合は催告状を速やかに送付し、納付を強く促した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 延滞金等を含めた計画的な納付と履行監視により、税外未収金の発生を抑制した。</li> <li>○ 催告状の発送等による納税勧奨により納税意識が向上した。</li> </ul>

11 不納欠損処分調べ

<県税>

(平成26年12月31日現在)

調定年度	科目 (税目又は目、節)	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った理由
H18	自動車税	①	H18.5.31		H26.6.6	30,000	即時消滅 理由：滞納処分可能財産なし 根拠法令：地方税法第15条 の7第5項
H19			H19.5.31			15,800	
H23			H23.5.31			62,300	
H23			H23.5.31			16,000	
H24			H24.5.31			22,400	
H24			H24.5.31			5,300	
H20	自動車税	②	H20.6.2		H26.6.6	1,000	即時消滅 理由：滞納処分可能財産なし 根拠法令：地方税法第15条 の7第5項
H21			H21.6.1			15,000	
H19	自動車税	③	H19.5.31		H26.6.4	19,500	即時消滅 理由：滞納処分可能財産なし 根拠法令：地方税法第15条 の7第5項
H22			H22.5.31			39,500	
H25	法人県民税	④	H25.4.30		H26.12.5	1,135	即時消滅 理由：滞納処分可能財産なし 根拠法令：地方税法第15条 の7第5項
H25	法人県民税	⑤	H25.5.31		H26.12.11	13,052	即時消滅 理由：滞納処分可能財産なし 根拠法令：地方税法第15条 の7第5項
H24	法人県民税	⑥	H24.6.6		H26.10.20	5,258	即時消滅 理由：滞納処分可能財産なし 根拠法令：地方税法第15条 の7第5項
合計						246,245	

1 2 負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ

(1) 負担金  
該当なし

(2) 補助金  
予算科目 ( 賦課徴収費 )

① 国補分  
該当なし  
② 単県分

(平成26年12月31日現在)  
(単位:円)

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	事業の内容	交付先	間接	補助対象経費 補助率及び 補助金額	実施計画承認 又は内示年月日		着手 年月日 完了 年月日 実績報告 年月日	額の確定		支出の状況			備考
					交付 年月日	申請 年月日		検査 年月日	概算 年月日	概算 年月日	支出 年月日	金額	
納税貯蓄組合 連合会補助金	鳥取県中 部納税貯 蓄組合連 合会			500,000	-	-	-	-	-				
県民に対して行う納 税思想の啓蒙に資す る取組みに対する補 助金				(補助率:8/10) 250,000	H26.4.24	-	-	-	-	概算 年月日	H26.6.11	250,000	
単県分計					H26.5.15	-	-	-	-			250,000	
表の補足説明													

1 「交付申請年月日」及び「交付決定年月日」欄の( )書きは、変更に係るものの当初の年月日である。  
2 翌年度繰越分の期間・繰越事業費を「備考」欄に記入する場合は( )書きは補助金相当額である。

(3) 交付金

(平成26年12月31日現在)  
(単位:円)

予算科目 (目)	予算額令達額	交付金の名称	支出先	負担率	支出年月日	支出金額	支出の根拠法令等 (規約、要領等を含 む)	備 考
新規以外のもの						156,213,681		
目計						156,213,681		
合計						156,213,681		

(4) 委託料  
該当なし

13 工事請負費調べ  
該当なし

14 財産に関する調べ

(1) 公有財産

- ア 土地  
該当なし
- イ 建物  
該当なし
- ウ 山林  
該当なし
- エ 動産（船舶、浮標、浮棧橋、浮ドック、航空機）  
該当なし
- オ 物権  
該当なし
- カ 無体財産権（特許権、著作権、商標権、実用新案権等）  
該当なし
- キ 有価証券  
該当なし

(2) 金券類の受払状況

ア 金券の受払状況

(平成26年12月31日現在)

種 別	前年度末	本 年 度 中		本年度末	備 考
		購 入 額	使 用 額		
郵便切手類	円 33,953	円 125,600	円 110,929	円 48,624	
合 計	33,953	125,600	110,929	48,624	

- イ タクシーチケットの受払状況  
該当なし

15 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

- ア 土地  
該当なし
- イ 建物  
該当なし

(2) 物品

該当なし

16 借受不動産明細調べ

該当なし



17 職員住宅および職員駐車場の管理状況調べ

(1) 職員住宅

ア 管理状況  
該当なし

イ 異動状況  
該当なし

(2) 職員駐車場

ア 管理状況  
該当なし

イ 異動状況  
該当なし

18 自動車（二輪を除く）の管理状況調べ  
該当なし

19 寄付物件の受納状況調べ  
該当なし

20 備品の処分状況調べ

(平成26年12月31日現在)

品名 (規格・銘柄)	数量	取得年月日	耐用年数	取得価格 円	不 用 決 定 年 月 日	不 用 と す る 理 由					備 考
							売却 棄却 の別	売却方法・ 棄却理由	処 分 年 月 日	売却額・ 処分費用 円	
鳥取県人事関係 法令集	1	H12.12.12	5年	12,285	H26. 10.30	使 用 不 能	棄 却	売 払 不 可	H26. 10.30	—	
鳥取県財務会計 関係法令集	1	H12.11.24	5	12,285	H26. 10.30	使 用 不 能	棄 却	売 払 不 可	H26. 10.30	—	
合 計	2			24,570						—	

21 現金、有価証券、備品の亡失、損傷調べ

(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(平成26年12月31日現在)

現金、有価 証券又は物 品名	数量	金 額	出納員又は 使用者 職氏名	亡失、 損傷年月 日、時	同左場所	同左概要	報告年月日	会計局 の審査 結果
公用車	1	円 リース車両 47,184	非常勤職員 樋口 修一郎	H26.8.21 午後 0:30	琴浦町赤碕 地内	後進時、後方のコン クリート壁に接触し バンパーを損傷	H26.8.21	賠償責 任なし
合計	1	47,184						

(2) 物品の照合

照合年月日	現物確認できなかった物品	現物確認できなかった物品名	個 数
H26.10.30	・有 ( ) ・無 ( )		

○ 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等  
特になし

(2) 監査委員事務局に対する要望等  
特になし